

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	溝辺C地区 (竹子)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 2月 6日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

畑作は、基盤整備(竹子原土地改良区)が済みであり、お茶、果樹、施設園芸(花き)、飼料作物が中心であり、現在のところ不耕作地は見られない。ほとんど10年間は、現状のままが予想される。水田は、国道504号線沿いを中心に基盤整備がなされており、本町では水田がもっとも多い地区である。今後は、基盤整備がなされているが、耕作者は高齢者も多く、水田農業経営を中心にしている認定農業者の少ない溝辺地区では、新規・入り作を期待する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

畑作は、法人の(露地野菜・畜産・お茶)を中心に土地改良区と連携を図りながら、集積・集約化を進めて農作業の効率化を図る。お茶は、地産地消、海外輸出等、消費拡大を目指すとともに、霧島茶の銘柄確立を図っていく。地域としては、認定農業者等が農業委員会等と連携を図り、土地利用の効率化を目指す。水田農業は、地域・農業委員会等と連携を図り、基盤整備地区を中心に入作での耕作者を探していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	196 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	194 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域として設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
畑地は、基盤整備が済んでおり、荒廃地が出ないように、土地改良区を中心に検討して行く。 田についても、今後は新規就農者や入作を含め集積・集約化を図る必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
畑の竹子原台地(竹子土地改良区内)ほとんどは農地中間管理機構を活用しており、水田は、基盤整備地区内の条件付きの地区は中間管理機構を利用しているので、今後も継続していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
主要な農地は基盤整備済みであるが、要望等あれば検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
竹子地区では、お茶・果樹・施設園芸は労力等を考慮すると植栽、整備済みであり、規模拡大を図る経営体は多くはないため、飼料作物等の入作も検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用予定は無い。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・イノシシやシカの被害が拡大しないように努めるとともに農家自らが狩猟免許等を取得するなど体制を整える。
- ・お茶や一部の有機野菜もあるので隣接の協力を得ながら有機栽培を進める。
- ・観光農園等の機能も図りながら販路拡大に努める。